

2016年10月21日
全国港湾16発第37号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



日航三労組統一要求を支持し、不当解雇撤回争議の 早期全面解決を求める要求の団体署名の取り組みについて

2016年9月23日に最高裁は、管財人の行った発言は不当労働行為であると断罪しました。この事件は、2011年11月に乗員組合とキャビンクルーユニオン(CCU)が、解雇回避にむけて、労使が対等の立場で真摯な交渉を行うために、ストライキ権を確立するための投票を行っていたことに対し、企業再生機構の管財人らが「スト権を確立したら、3,500億円の出資はしない」とウソをつき恫喝した事件です。

日航三労組は、ILOが「意義ある対話」を求めると勧告したことも踏まえ、三労組統一要求書を提出し、全面解決に向けた取り組みを強化している。国民支援共闘は、この「統一要求」を支持し、団体署名を取り組むこととした。全国港湾としても、この団体署名を取り組むことを、第2回中執で確認した。各単組、地区港湾は、下記の通りの団体署名を取り組むことを指示する。

記

1. 取り組み期間は、11月7日(月)を第1次締切りとし、その後については毎月月末を集約日とする。秋季年末闘争の交渉日程を考慮し、極力第1次集約日に間に合わせる形で取り組まれるよう指示する。
2. 対象は、各単組・地区港湾をはじめ、支部・分会、あるいは企業単位の組合を含め、可能な限り多くの組織で取り組むこととする。
3. 取り組み方法
 - (1) 地区港湾単位で取り組むこと。また、地区港湾のない各職場においては、単組単位で取り組むこと。なお、署名用紙はコピーすること。
 - (2) 各単組は、単組単位の取り組みとともに、地区港湾の取り組みの促進のための縦指示に取り組むこと。
 - (3) 各単組・地区港湾は、それぞれ集約のうえ、全国港湾書記局に期日までに郵送のこと。

以上

<添付>①日航への「要求書」提出運動への協力要請

②「三労組統一要求を支持し、不当解雇撤回争議の早期解決を求める要求」署名用紙